

# 海外の資産運用会社等への英語対応の拡充

R6.3.26WGヒアリング 金融庁 提出資料  
行政手続きの英語対応（厚生労働省）

- 金融庁は、関係省庁等と連携の上、海外事業者や高度外国人材を呼び込む環境を構築し、世界に開かれた国際金融センターを実現するため、金融規制・在留資格・創業・生活支援等の取組みを進めてきた。
- 中でも、海外から新規に日本に参入する資産運用会社等に対する英語対応については、関係事業者のニーズ等も踏まえ、財務局と連携の上、以下の通り拡充してきている。

## <制度面>

- ・ 内閣府令の改正等により、従来英語で対応していた**事前相談に加え、登録申請・登録後の監督**についても、**英語対応を開始**（2021年1月）。2023年3月・10月には、対象となる業を一部拡大。
- ・ 海外資産運用会社向けの簡素な参入手続（届出制度）を創設（2022年11月）

## <ハード面>

- ・ 海外から新規に日本に参入する資産運用会社等に英語かつワンストップで対応するオフィス（**拠点開設サポートオフィス**：次頁）を開設（2021年1月）
- ・ AIを用いた音声・テキスト翻訳サービスの金融庁への導入（2021年4月）や、金融分野の翻訳に特化した翻訳エンジンの実装（2022年3月）により、金融行政の英語化を推進

## <ソフト面>

- ・ 「拠点開設サポートオフィス」を中心に、金融庁・関東財務局における英語対応の体制を強化
- ・ 投資運用業等に関する**登録手続きのガイドブックを日・英で公表**（2020年1月）、事業者の意見等を踏まえ順次改訂
- ・ 創業面や生活面の情報提供・相談・支援を、英語により無料かつワンストップで提供する事業（**金融創業支援ネットワーク**：3頁）の開始（2021年6月）
- ・ 日本での拠点設立を検討する海外金融事業者向けの情報をまとめたウェブページを開設（2021年3月）、2023年3月に全面リニューアル。事業者の意見等を踏まえ順次更新。

※対象となる事業者は、海外から新規に日本に参入する、投資運用業者、投資助言・代理業者、（取引の相手方や取り扱う有価証券が限定されているといった）一定の要件を満たす第一種・第二種金融商品取引業者等。

# 「拠点開設サポートオフィス」における英語対応の概要

- 海外から新規に日本に参入する資産運用会社等に対する事前相談、登録手続及び登録後の監督等を、英語かつワンストップで行うため、金融庁・財務局合同で「拠点開設サポートオフィス」を開設。
- 2021年1月の開設以降、35件の業登録・届出を完了。

＜金融庁・財務局による英語対応のフローと内容＞ ※いずれのプロセスも日・英でのコミュニケーションが可能

## 海外事業者へのプロモーション活動

- ・ 国内外でのイベント開催・参加や特設ウェブページの更新等を通じた、情報発信や海外事業者とのコミュニケーションにより、日本での拠点開設を慫慂

## 新規参入を希望する海外事業者への事前相談

- ・ 登録手続ガイドブック（日・英を整備）に沿って、ビジネスモデルや必要な登録種別につき、面談やメール等で確認  
※ 創業面・生活面の情報提供・相談・支援を提供するモデル事業（金融創業支援ネットワーク）も実施（次頁）
- ・ 法令上確認すべき事項や監督指針上の着眼点につき、事業者が作成する事前相談資料を確認（日・英のフォーマットを整備、添付書類も英語で提出可）

## 登録手続き

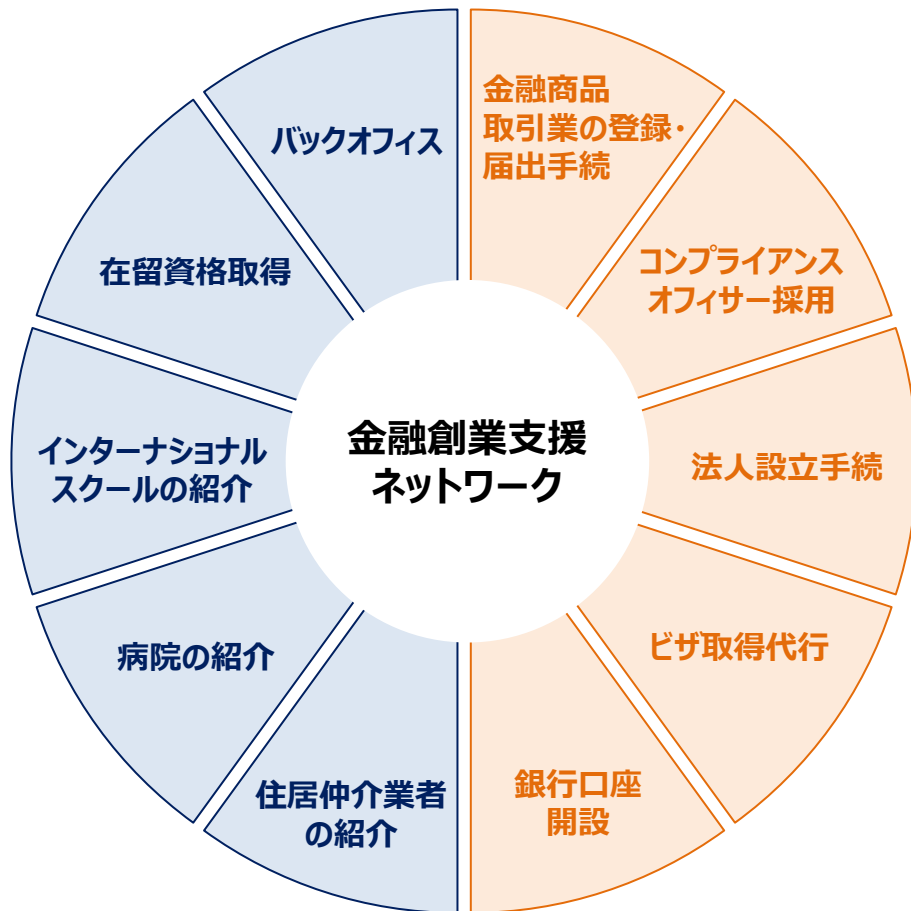
- ・ 登録申請書類を審査（日・英のフォーマットを整備、添付書類も英語で提出可）

## 登録後の監督・コミュニケーション

- ・ 英語で登録・届出を完了した事業者に対しては、登録後の監督上のやり取りや書類提出も英語で対応（日・英のフォーマットを整備、添付書類も英語で提出可）
- ・ 登録後もインタビュー等を通じ、英語による登録等に関する経験談やニーズを継続的に聴取

# 金融創業支援ネットワーク（モデル事業）の概要

- 日本で拠点開設をする海外の資産運用会社等に対し、創業面や生活面の情報提供・相談・支援を、英語により無料かつワンストップで提供する事業を2021年6月に開始。
- 本事業は海外の資産運用会社等から高く評価されているが、予算の観点から、継続性や支援可能な事業者数には制約がある。



## 海外の資産運用会社等の声

- 本事業により企業の費用負担が少なくて済む。海外の資産運用会社の新規参入に政府が積極的であることを示していると感じる。
- 業登録申請書類は英語で提出できたが、事業開始までの様々な過程で言語の障壁があった。物理的にオフィスを構える際や、ベンダーと連絡を取る際など、日英の翻訳が必要な書類も多くあった。
- 法人設立関連の書類について、サービスプロバイダに費用を払えば日・英での作成が可能になるが、サービス外の書類（印鑑届出書、定款認証など）については事業者が翻訳コストがかかる。
- 社会保険や雇用・労働保険関連の書類について、本国関係者も含めたレビューが必要な場合があり、業務量・費用及び時間の面で翻訳コストがかかる。

注：右側のオレンジ色の項目については費用支援あり（1社あたり2,000万円を上限とする対象費用のうち実費の70%分）

## ニューヨーク経済クラブ主催による岸田総理大臣講演（抄）（2023年9月21日）

日本の取組が遅れていると指摘されてきた構造改革も断行していく。NISA（少額投資非課税制度）の抜本拡充・恒久化に続き、今後、増加する投資ファンドを運用することになる、資産運用業とアセットオーナーシップの改革を行っていく。

日本における資産運用セクターが運用する資金は800兆円で、足元3年間で、1.5倍に急増している。このパフォーマンスの向上を狙い、運用の高度化を進め、新規参入を促進する。まず、日本独自のビジネス慣行や参入障壁を是正し、新規参入者への支援プログラムを整備する。あわせて、バックオフィス業務のアウトソーシングを可能とする規制緩和を実施する。

また、海外からの参入を促進するため、資産運用特区を創設し、英語のみで行政対応が完結するよう規制改革し、ビジネス環境や生活環境の整備を重点的に進める。世界の投資家のニーズに沿った改革を進めるため、皆さんも参加いただいて、日米を基軸に、資産運用フォーラムを立ち上げたい。